

慶應義塾大学

2025 年度 卒業論文

近年の中国の動向と我が国における課題

法学部政治学科 4 年

安田淳研究会

氏名 兼本菜央

学籍番号 32253282

目次

はじめに	3
I 近年の中国の動向	
1 中国の海軍力の発展	4
2 グレーゾーン事態による現状変更の試み	6
II 日本の課題	
1 防衛力強化における制約	8
2 グレーゾーン事態における対応の難しさ	9
III 日本の対応策	
1 防衛力強化における制約への対処	11
2 グレーゾーン事態への対処	12
おわりに	13
あとがき	14

はじめに

近年、東アジアの安全保障環境は大きく変化している。中でも中国は、軍事力の近代化を進めると同時に、武力行使に至らない形での現状変更の試みも見られる。こうした動きは、既存の秩序に影響を及ぼし得るだけでなく、我が国の安全保障に大きな影響を与える。

とりわけ、海における中国の動向は、我が国にとって留意すべき点の一つである。日本は海上交通路に大きく依存する海洋国家であり、周辺海域やシーレーンの安定は、国家安全保障上、最も重要な事項ある。そのため、中国の近年の急速な海軍力拡大や海洋進出に対し、我が国は早急な対応を迫られている。

日本は憲法や法制度等、さまざまな制約の下で安全保障政策を運用してきた。特に、海洋におけるグレーゾーン事態への対応をめぐっては、法執行と防衛の役割分担や運用の在り方が課題として指摘されている。中国の動向が多様化・高度化する中で、日本がどのような困難に直面しているのかを整理することは、今後の対応を考える上で重要な課題となっている。

本論文は、こうした問題意識の下、中国が海においてどのような行動能力を整備してきたのかを、日本にとって問題となりうる動向に焦点を当てて分析する。その上で、これらの動きに対応する際に日本が直面する課題を整理し、現行の制度的枠組みを前提とした現実的な対応の方向性について検討することを目的とする。

構成は以下のとおりである。第Ⅰ章では、日本にとって脅威となりうる中国の海における動向について、海軍力の整備と武力行使に至らない形での行動という二つの側面から整理する。第Ⅱ章では、こうした中国の動きに対応する上で日本が直面している課題について、防衛力整備の過程で生じる制約およびグレーゾーン事態における運用上の問題を中心に検討する。第Ⅲ章では、これらを踏まえ、憲法や法制度を前提とした上で、日本が海における中国の動向にどのように対応していくべきかについて考察する。

I 近年の中国の動向

本章では、日本にとって特に問題となりうる中国の動向を二つに絞って述べる。第一に、中国は海軍力の整備を通じて、武力行使を含む事態への対応能力を高めてきた点である。第二に、中国は武力行使に至らない形での行動を通じて、現状変更を試みる能力を高

めてきた点である。

1 中国の海軍力の発展

近年、中国の軍事的台頭は国際的に広く認識されており、とりわけ海軍力の伸長は米国の公的文書でも継続的に警戒対象として扱われている¹。日本の『防衛白書』も、中国の海洋における活動が周辺地域の安全保障に与える影響に注意を促している²。本節では、中国の海軍力がどのような発展を遂げているかについて、その概要を述べる。

第一に、中国海軍は量の面で突出している。米国防総省によると、中国海軍は世界最大の海軍を有し、2024年の時点で戦闘部隊は370隻以上の艦艇および潜水艦で構成されている³。対して、米海軍の戦闘部隊艦艇数は、議会調査局（CRS: Congressional Research Service）によると、2003年8月に300隻を下回って以降、おおむね270から300隻の範囲で推移しており、2025年10月1日時点では293隻である⁴。数量だけでどちらが優位であるなどと比較することは難しいが、艦艇の多さは平時の常続的プレゼンスを維持しつつ、有事には複数正面で戦力を投入し得る基盤となる。また、艦艇数の優位は、それ自体が海上交通路や周辺海域での活動頻度・持続性を押し上げ、相手側に継続的な対応コストを課す効果を持つ。

第二に、中国は質の面でも急速に能力を引き上げている。CRSは、中国海軍について、1990年代初頭と比べて艦艇・航空機・兵器体系の近代化が大きく進展し、多くの点で西側諸国の海軍と比較可能な水準に達していると評価している。さらにCRSは、米海軍情報局（ONI: Office of Naval Intelligence）の見解として、中国の艦艇設計および材料品質は多くの場合で米海軍と同等であり、能力上の不足分野についても急速に差を縮めつつあると

¹ Congressional Research Service, *China Naval Modernization: Implications for U.S. Navy Capabilities: Background and Issues for Congress*, April 24, 2025.

² 防衛省編『令和7年版日本の防衛－防衛白書』2025年、36-40頁。

³ U.S. Department of Defense, *Annual Report to Congress: Military and Security Developments Involving the People's Republic of China*, 2024, VII.

⁴ Congressional Research Service, *Navy Force Structure and Shipbuilding Plans: Background and Issues for Congress*, January 20, 2026, Summary.

していると述べている⁵。

中国海軍の質的向上は、艦艇や兵器の更新にとどまらない。防衛研究所『中国安全保障レポート 2022』が指摘するように、中国は、個々の艦艇や部隊の能力だけでなく、情報を共有しながら複数の部隊を一体的に運用する「統合作戦」の形で戦争を遂行することを重視してきた⁶。ここでいう統合作戦とは、海軍だけで戦うのではなく、陸軍・空軍・ロケット軍などの他軍種に加え、人工衛星や通信ネットワークを通じた情報を組み合わせ、全体として作戦効果を高める戦い方を指す⁷。とりわけ習近平体制下では、こうした統合作戦を実際に指揮・運用できるようにするため、戦区体制への移行や統合作戦指揮機構の常設化といった大規模な軍改革が実施された⁸。この改革により、海軍は単独で行動する存在ではなく、戦区司令部の下で他軍種と連携しながら作戦を遂行する役割を明確に与えられた⁹。さらに同レポートは、情報通信ネットワークを基盤とした指揮統制体制の整備が進められ、平時から有事まで一貫して統合作戦を行える体制が構築されつつあると評価している¹⁰。これは、艦艇や装備の性能向上に加えて、「どれだけ素早く正確に状況を把握し、部隊を動かせるか」という運用面の能力が強化されていることを意味する¹¹。

さらに、中国は、これらの能力の向上により、接近阻止・領域拒否（A2/AD: Anti Access/Area Denial）能力を構築している。A2/ADとは、相手が特定の作戦地域に接近すること自体を妨げる能力（接近阻止）と、仮に侵入した場合でもその行動の自由を制限する能力（領域拒否）を組み合わせた概念であり、米国によって提唱された軍事概念である¹²。福田は、中国人民解放軍の軍事戦略には、A2/ADの概念と極めて類似した発想が存在

⁵ CRS, *China Naval Modernization*, 3.

⁶ 杉浦康之『中国安全保障レポート 2022—統合作戦能力の深化を目指す中国人民解放軍』防衛研究所、2021年11月、6-7頁。

⁷ 同上、10-12頁。

⁸ 同上、30-33頁。

⁹ 同上、32-33頁。

¹⁰ 同上、49-53頁。

¹¹ 同上、82頁。

¹² 防衛省編『令和7年版 防衛白書』61頁。

すると指摘する¹³。中国がこうした能力の整備を本格化させた背景として、福田は1996年の台湾海峡危機を挙げている。当時、中国は台湾に対する圧力を強めるため弾道ミサイルを発射したが、米国が空母打撃群を派遣したことで目的を達成できなかった。この経験以降、中国は米軍の戦域への接近そのものを阻止する必要性を強く認識し、A2/AD能力の構築を進めてきたとされる¹⁴。

以上の能力の集積は、日本周辺の作戦環境に直接的な影響を及ぼし得る。中国の統合作戦やA2/ADは、事態発生時における米軍や自衛隊、および同盟国の部隊展開や作戦行動に強い制約を与えることが予想される。したがって、中国海軍の能力向上は、日本の防衛構想や同盟運用の前提条件に変化を迫る要因として位置づけられる。

2 グレーゾーン事態による現状変更の試み

防衛研究所『中国安全保障レポート2023』は、中国が武力衝突を回避しつつ、自国に有利な状況を形成するために「グレーゾーン事態」を重視していると指摘している¹⁵。防衛大綱では、グレーゾーン事態を「領土や主権、海洋における経済権益等をめぐり、純然たる平時でも有事でもない事態」としている¹⁶。中国安全保障レポートによると、中国指導部がグレーゾーン事態を用いる目的は、他国との軍事衝突を避けながら、主権的権利や行動の自由を制限し、自国の権益を漸進的に拡大することにあるとされる。中国はグレーゾーン事態を日常的に引き起こすことで、相手国に圧力をかけていると述べている¹⁷。

こうした中国のグレーゾーン事態は、日本周辺海域において具体的な形で現れている。中国は、海警や海上民兵を活用し、尖閣諸島周辺での活動を常態化させてきた¹⁸。2025年

¹³ Junichi Fukuda, “Counteracting China’s Anti-Access/Area Denial Capabilities,” *Institute for International Policy Studies* 6, no.1, 1-2.

¹⁴ Ibid., 2.

¹⁵ 山口信治、八塚正晃、門間理良『中国安全保障レポート2023—認知領域とグレーゾーン事態の掌握を目指す中国』防衛研究所、2022年11月、50頁。

¹⁶ 内閣官房「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱について」2013年12月、1頁。

¹⁷ 山口ほか『中国安全保障レポート2023』iv頁。

¹⁸ 同上、55-60頁。

9月には、尖閣諸島周辺で300日以上連続して中国当局の船が確認されている¹⁹。中国はこのような活動により、軍事衝突を引き起こさない範囲で日本側の対応を継続的に必要とする状況を作り出し、現状変更を試みていると考えられる。

防衛省によると、2020年以降、中国海警局は人民武装警察の下に編入され、中央軍事委員会の指揮を受ける体制に置かれている²⁰。また、2021年に定められた「中華人民共和国海警法」は、海上における外国組織・個人からの不法侵害に対して武器使用を含む必要な措置を取ることができる規定を含んでいる一方で、その適用海域や条件が明確に定義されていないことから、国際法との整合性について問題が指摘されている²¹。中国海警は、海軍出身者が部隊の主要ポストに補職され、また、海軍の退役駆逐艦やフリゲートを所持しているため²²、単なる法執行機関にとどまらず、軍事的な性格をも部分的に備えている可能性がある。

以上を踏まえると、中国のグレーゾーン事態の特徴は、法執行と軍事行動の境界を意図的に曖昧にすることで、相手国の対応判断を困難にしている点にある。中国は、海警を前面に用いることで自らの行為を「警察権の行使」と位置づける余地を残しつつ、実際には軍事的性格を有する装備や組織を用いた活動を継続している。こうした手法は、軍事衝突を回避しているという形式を維持しながら、相手国に継続的な対応を強いることで、現状を自国に有利な方向へと変化させる効果を持ち得る。

II 日本の課題

前章では、日本にとって問題となりうる中国の動向を整理した。本章では、それに対応する際に日本が直面している課題について、筆者が特に重要であると考え二つの観点から検討する。一つ目は防衛力整備における制約、二つ目はグレーゾーン事態における対応

¹⁹ 日経新聞「尖閣諸島周辺に中国船 314日連続、最長の日数更新」2025年9月28日。

²⁰ 防衛省「中華人民共和国海警法について」2021年3月、
https://www.mod.go.jp/j/surround/ch_ocn.html、2026年2月3日アクセス。

²¹ 同上。

²² 同上。

の難しさである。

1 防衛力強化における制約

戦後、日本は周辺の安全保障環境が年々厳しさを増すことをしつつも、防衛力の強化については、憲法、予算、人材不足、国民感情や世論、米国との関係に起因する制約等、さまざまな制約の下で進められてきた。その結果、日本では、必要な防衛力を効率的に実現することが難しいという問題が生じている。

憲法や世論の制約から、防衛力整備が効率的に行われなかった例を一つ紹介する。海上自衛隊の「いずも」型護衛艦は、2015年に、公式には「多用途運用護衛艦」として整備され、固定翼艦載機の運用を明示的にしない形で就役した²³。

2018年3月に行われた、第196回国会参議院予算委員会では、防衛省が行なっている調査研究はいずも型のF-35B搭載を想定しているのではないかという野党の指摘に対し、小野寺防衛大臣と安倍内閣総理大臣は次のように説明していた²⁴。

第一に、防衛省が実施している調査研究は、将来の装備導入や運用方針を予断するものではなく、艦艇の拡張性や潜在能力を把握するための基礎的かつ客観的な情報収集である。第二に、この調査では、自衛隊による導入を前提とせず、艦艇から運用可能な航空機のカテゴリーごとに幅広く情報収集が行われており、その代表例としてF-35Bを含む各種航空機が挙げられている。

しかし、結局2018年12月18日には、「いずも」型を改修し、F-35Bを運用する方針が閣議決定された²⁵。2021年10月には1回目の改修を終え、米海兵隊のF-35Bの発着艦に成功し²⁶、事実上の空母となった。

結局のところ、実際に「いずも」型護衛艦の建設構想当初から空母化を想定していた

²³ 高田泰光編『世界の艦船4月増刊号—世界の海軍2015-2016』815号、海人社、2015年、69頁。

²⁴ 安倍晋三、小野寺五典、参議院、予算委員会、第196回国会、第5号、2018年3月2日。

²⁵ 日本経済新聞「陸海空超え『多次元統合』防衛大綱を閣議決定—防衛費5年で27.5兆円」2018年12月18日。

²⁶ 防衛省編『令和4年版日本の防衛—防衛白書』2022年、297-298頁。

か否かについては不明であるが、このような調達過程を経た要因としては、憲法9条に基づく「専守防衛」の制約が存在することや、戦争を忌避する国民感情を刺激しないためであると考えられる。このような制約の下での防衛力整備は、結果として、能力の明確化や運用構想の提示が後追いとなり、調達や改修に余計な時間とコストを要することになる。この点は、中国をはじめとする他国が比較的明確な戦略目的の下で装備を整備している状況とは対照的である。

2 グレーゾーン事態における対応の難しさ

日本の課題として二つ目に挙げられるのは、グレーゾーン事態が海上保安庁の能力を超える時の対応について、判断が難しいという点である。例えば、尖閣諸島に中国の漁民を装った海上民兵が上陸、中国海警が尖閣諸島を包囲するという状況が起こった場合²⁷、日本の対応としては、主として海上保安庁による法執行対応、あるいは自衛隊による海上警備行動という二つの手段を有しているが、いずれにも制度上の利点と限界が存在する。

自衛隊法82条では、海上警備行動として、「防衛大臣は、海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合には、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に海上において必要な行動をとることを命ずることができる」と定められている²⁸。また、同法93条を見ると、「警察官職務執行法第7条の規定は、第82条の規定により行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について準用する」とある²⁹。

自衛隊が海上警備行動を行う場合、少なくとも護衛艦や航空機による高い機動力、監視能力、防護力を活用することが可能となり、抑止力の向上や事態の急変への対応という点では大きな利点を有する。一方で、警察機関である海上保安庁ではなく、国際法上は軍隊

²⁷ NEWS ポストセブン「《尖閣有事シミュレーション》第1段階は中国の偽装漁民が尖閣に大挙襲来し、海上民兵が周辺を制圧 頑丈な船で海保の船に衝突し妨害も」2025年12月15日。

²⁸ e-Gov 法令検索「自衛隊法」82条、https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000165#Mp-Ch_6、2026年2月3日アクセス。

²⁹ 同上、93条、2026年2月3日アクセス。

である自衛隊³⁰が出動することは、中国だけでなく国際社会から、日本がエスカレーション・ラダーを引き上げたと受け止められる可能性がある。また、海上警備行動下において、自衛隊の武器使用は、警察官職務執行法第7条の準用により制限されている。すなわち、自衛隊は出動できるものの、その能力を全面的に行使できるわけではなく、武器の使用の限度についても曖昧さを残しながら、限定されている。

一方、海上保安庁は、領海警備、違法行為の取り締まり、船舶への立入検査や退去要求などを行う権限を有しており、平時における主権の維持や治安確保を担うことが主な任務である。このため、海上保安庁による対応は、事態を法執行の枠内にとどめ、軍事的エスカレーションを抑制しやすいという利点を持つ。また、国際社会や国内世論からも警察活動として理解されやすく、日本が緊張を高めているとの評価を受けにくい。しかし、海上保安庁は、巡視船の大型化など、その能力強化を進めているものの³¹、海軍のような武装をした中国海警船を相手とする場合、装備や防護能力、抑止力の面で制約があり、現場の安全確保や事態収拾に限界が生じ得る。

このように、海上保安庁が対応すれば能力面での制約が生じ、自衛隊が海上警備行動を行えば政治的・国際的コストや法的制約が伴うという構造が存在する。中国のグレーゾーンな行動は、日本をこの二つの選択肢の間で繰り返し判断に迫らせ、対応に遅れが生じさせる可能性がある。

III 日本の対応策

II章では、日本が中国の脅威に対応する際に直面する課題を挙げた。本章では、それらを踏まえ、日本が取り得る対応の方向性について検討する。

³⁰ 安倍晋三「衆議院議員今井雅人君提出安倍総理が自衛隊を「わが軍」と呼称したことに関する質問に対する答弁書」衆議院、2015年4月、
https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b189168.htm、
2026年2月3日、アクセス。

³¹ 海上保安庁「海上保安能力強化の取組状況」2025年12月。

1 防衛力強化における制約への対処

本論文では、中国がアセットの量的拡大に加え、A2/AD能力や統合作戦能力を高めているほか、さらにグレーゾーン事態を通じて現状変更を図っていることを示してきた。これに対し、日本は憲法、予算、政治的配慮、人材不足といった制約の下で、防衛力強化の方向性を明確に打ち出しにくい状況に置かれている。こうした中で、日本が効果的な抑止力を構築するためには、防衛力整備の方向性を一貫した構想の下で統一することが不可欠である。

理想的には、憲法改正を通じて自衛権の範囲や防衛力の位置づけを明確化し、その上で必要な能力を体系的に整備することが最も望ましい。しかし、憲法改正は高い政治的ハードルを伴い、実現可能性は低い。したがって、現実的には憲法改正が実現しない状況を前提としつつ、いかにして調達の方向性を統一するかが重要となる。

この点で鍵となるのが、国民一般の安全保障に対する理解、すなわち安全保障リテラシーの水準である。民主主義国家において防衛力整備や抑止政策を持続的に進めるためには、政府や専門家のみならず、国民が一定の知識と判断力を有し、政策選択を支持あるいは批判できなければならない。

この点について、広島大学平和科学研究センターの研究報告『アメリカ社会科における国家安全保障学習の展開と構造』によると、米国でも1970年代後半以降、国家安全保障が社会問題として認識されるようになり、政府の側にも、政策遂行のためには、国民が国家安全保障についての情報を獲得し、国民が情報に基づいた判断をすることが不可欠であるとの認識が広がった³²。同報告によると、米国では国家安全保障問題が社会問題化すると、学校教育において取り扱うことが求められ、社会科の学習に組み入れられた³³。

これを日本の現状に照らしてみると、戦後日本では平和教育が重視される一方で、国家安全保障や軍事に関する体系的な教育はほとんど施される機会がないと言って良い。結果として一般国民の安全保障に関する知識や理解は必ずしも高いとは言えない。このことは、防衛力の強化を進める上で、社会的合意を形成する際の制約として作用している可能性がある。憲法改正という選択肢が現実的でない以上、専守防衛の枠内で防衛力整備を進

³² 池野範男、橋本康弘、渡部竜也「アメリカ社会科における国家安全保障学習の展開と構造」『IPSHU 研究報告シリーズ』第30巻、2002年11月、26-27頁。

³³ 同上、26-29頁。

めるためには、国民が防衛政策の意味や必要性を理解できる環境を整えることが、間接的ではあるが極めて重要な条件となる。

したがって、必要な防衛力整備を統一していく現実的な方策として、義務教育において国際情勢や安全保障を正確に学ぶカリキュラムを実施し、国民の安全保障リテラシーを底上げすることが必要であると考え。これは短期的に抑止力を強化する手段ではないが、将来的には、防衛力整備に対する社会的理解と支持を安定させ、結果として、必要な防衛力の強化を進めるための重要な基盤となり得る。

2 グレーゾーン事態への対処

II章で見たように、中国が海警や海上民兵を活用し、武力行使に至らない範囲で現状変更を試みていることに対し、日本側は法執行と防衛で難しい対応を迫られている。このような状況に対し、日本はいかなる形で対応力を高めるべきであろうか。本節では、二つの対応を提案する。

第一に、自衛隊退職者の活用である。前述の通り、中国海警局は元軍人を積極的に活用している。日本でも、海上自衛隊の退職者を積極的に活用すべきである。読売新聞によると、2025年、海上保安庁は人員不足への対応として、海上自衛隊の定年退職者を対象に、大型巡視船での勤務を想定した採用を開始した³⁴。自衛隊は、若年定年制や任期制という制度を採用しており、56歳前後および20歳代で退職する自衛官が多い³⁵。自衛隊退職者の採用は、単なる人手不足対策にとどまらず、グレーゾーン事態への対応能力を底上げする上で大きな意義を持つ。自衛隊退職者は、海上における運動性能、指揮判断、緊張下での対応経験といった点で高度な専門性を有しており、法執行機関である海上保安庁の運用に実質的な厚みを与えうる存在である。また、報道によると、現在は主に船員を採用しているようであるが³⁶、グレーゾーン事態にも対応できる人材の育成のため、教官職などでの

³⁴ 読売新聞オンライン「海保巡視船に海自 OB...離職で欠員増、『同じ船乗り』で人員確保」2025年5月19日。

³⁵ 自衛隊京都地方協力本部「自衛隊の退職制度」
<https://www.mod.go.jp/pco/kyoto/sp/engoka/recruit/taisyo.html>、2026年2月3日アクセス。

³⁶ 読売新聞オンライン「海保巡視船に海自 OB」。

採用も考えられる。これは、組織統合や権限移管といった政治的摩擦の大きい改革を伴わないため、中国や国際社会から非難されるリスクも低く、日本の制度的制約の中で実現可能な対応策である。

第二に、日本は、グレーゾーン事態への対応の枠組みをあえて明文化するべきではないと考える。日本では、グレーゾーン事態への対処をめぐり、海保や自衛隊の権限や手続きを明確化することで対応力を高めようとする議論がしばしば見られる³⁷。しかし、グレーゾーン事態の本質は、平時と有事の境界を曖昧にする点にあり、すべての事態を事前に想定し、法的に規定することは困難である。また、細かな明文化は「できること」以上に「できないこと」を増やし、現場の判断を萎縮させる可能性があると考えられる。さらに、海上保安庁の権限強化や法改正は、「戦争になるのではないか」などといった国内世論の反発も大きいと考えられる。加えて、どのような事態になれば自衛隊が動くのかということをも中国に知らせないことで、抑止効果も生まれる。そのため、あえて法整備等を行わず、グレーゾーン事態に対し一定の判断余地を残すことで、相手の出方に応じた柔軟な対応をするべきである。

以上の二つの提案は、いずれも憲法改正や大規模な法制度改革を前提としない点に特徴がある。日本の制度的制約を前提とした上で、人材と運用の工夫によって対応力を高めることが、現実的かつ持続可能な選択肢となり得る。

おわりに

本論文は、日本にとって問題となりうる中国の動向に着目し、日本の安全保障をめぐる課題について検討してきた。中国は必ずしも全面的な武力行使を前提としない形で行動の幅を広げており、こうした動きは平時と有事の境界を曖昧にする特徴を持っている。海上交通路に大きく依存する日本にとって、海におけるこうした動向は重要な検討対象となる。

その上で、本論文は、まず、中国の動きに対応する過程で日本が直面している課題を整理した。日本は、憲法や法制度、政治的配慮、人員や予算といった制約の下で安全保障政策を運用しており、さらに海におけるグレーゾーン事態への対応においては、法執行と防

³⁷ 一般財団法人平和・安全保障研究所「政策提言 新たな安全保障戦略—高まる脅威と不透明な国際環境に立ち向かう」2018年7月23日、18-19頁。

衛の役割分担や運用上の切れ目が課題として顕在化していることを示した。

さらに、本論文は、これらの課題を踏まえ、憲法改正などの大きな制度変更を前提とせず、現行の制度的枠組みの下で日本が取り得る対応の方向性について考察した。社会全体で安全保障に関する理解を共有していくことや、グレーゾーン事態を念頭に置いた柔軟な運用の工夫などは、我が国にとって現実的な対応策であると考えている。

今後、我が国にとって重要なのは、中国の動向を着実に踏まえつつ、日本が直面する制約や課題を冷静に整理し、現行制度の下で実効性を高めていく視点である。本論文は、中国の動向と日本の対応をめぐる議論に対し、そのような視点を提示する点に示唆を与えたく思う。

あとがき

指導教員の安田淳先生には、本研究の執筆をはじめ、研究会活動において大変お世話になりました。二年次に履修した地域文化論の授業で安田先生の講義を初めて受けたことをきっかけに、中国と日本の安全保障に強い関心を持つようになりました。安田先生が今年度をもって定年退職されるにあたり、最後のゼミ生として学びの場をいただけたことは、私にとって大変光栄でした。無事にご定年を迎えられたことを、心よりお祝い申し上げます。

ゼミ活動においては、三年次に沖縄にて陸・海・空自衛隊を見学し、四年次には呉および江田島において海上自衛隊を訪問するなど、貴重な学びの機会を数多くいただきました。これらの経験を通じて、安全保障を机上の議論としてではなく、現実の課題として捉える視点を養うことができ、本論文の問題意識や研究姿勢にも大きな影響を与えています。

また、安田先生は研究面にとどまらず、将来の進路を考える上でも重要な示唆を与えてくださいました。今後は、安田先生のご指導を胸に、国防に携わる立場から社会に貢献していきたいと考えています。

末筆ながら、研究会の活動を通じて多くの刺激と助言をくださった皆様にも、心より感謝申し上げます。

令和 8 年 2 月 3 日

(了)